

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 月 27 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局都市計画課

開発道路における無電柱化の推進に資する一般送配電事業者の費用負担の見直し  
及び社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の創設について  
(情報提供)

平素より開発許可行政の適正な執行にご理解、ご協力を賜り、感謝いたします。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段等を踏まえ、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可（以下「開発許可」という。）を受けて行う開発行為により新たに設置される道路（以下「開発道路」といい、道路管理者に引き継がれない私道を含む。）においても無電柱化が求められています。

今般、開発道路における無電柱化の推進に資する下記の取組について情報提供いたしますので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 一般送配電事業者の費用負担の見直しについて

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（以下「電線共同溝方式」という。）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」といい、開発道路を整備する事業は「その他これらに類する事業」に含まれると解されています。）において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱

化に係る地上機器や電線等の費用については、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込み（小売電気事業者からの供給申込に先立つ、設備形成を伴う事前協議申込みを含む。）の申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は経済産業省 HP（以下のリンク先）をご参照ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/pole/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/)

## 2. 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、開発道路において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に取り組む開発事業者に対して助成を行う地方公共団体を対象として国が財政支援するものです。今後、各地方公共団体が本事業を活用して開発道路における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定されますので、必要に応じて開発許可の事前相談等において財政支援の有無等をご確認ください。

無電柱化まちづくり促進事業の詳細は別紙をご参照ください。

以上